

# 神奈川県化学物質対策

## はじめに

本県では、平成 9 年 10 月に公布した条例及び『適正管理指針』に基づいて化学物質の適正管理を推進してきました。平成 16 年 3 月には、平成 11 年に公布された化管法と連携した化学物質の自主管理の強化のために条例を改正し、環境汚染の未然防止を目的とした化学物質の安全性影響度の評価の実施(第 40 条の 2)や、環境負荷の低減と地域住民とのリスクコミュニケーション推進を目的とした化管法届出対象物質の化学物質管理目標の作成及びその達成状況等の報告(第 42 条)を規定し、平成 23 年 7 月には、化学物質の自主的な管理の状況の報告(第 42 条の 3)を規定しました。

その後、化学物質の自主管理が一定程度定着してきたと考えられるため、令和 6 年 10 月、第 42 条を改正し、化管法届出対象物質の取扱量、用途のみ報告する制度へ変更し、また、第 42 条の 4 として、災害対策を念頭に置いた化学物質の管理計画書の作成を義務付けました。

この解説は、安全性影響度の評価方法、化学物質取扱量等報告書や化学物質管理計画書作成報告書の作成方法など、条例改正で規定した内容も含め、具体例や留意事項を示したものです。なお、ここに掲載している内容は一例ですので、事業所の内容や形態に合わせて、各々に適した方法を検討する際の参考としてください。

本マニュアルにおいて、関係法令等を次のように略して記載しています。

- ・「条例」: 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年 10 月 17 日神奈川県条例第 35 号)
- ・「規則」: 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 9 年 12 月 26 日神奈川県規則第 113 号)
- ・「安全性影響度指針」: 化学物質の安全性影響度の評価に関する指針  
(平成 17 年 1 月 14 日神奈川県告示第 13 号)  
(改正 令和元年 5 月 24 日神奈川県告示第 31 号)
- ・「適正管理指針」: 化学物質の適正な管理に関する指針  
(平成 17 年 1 月 14 日神奈川県告示第 12 号)  
(改正 令和 2 年 7 月 3 日神奈川県告示第 282 号)
- ・「化管法」: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律  
(平成 11 年法律第 86 号)

### 【条例用語解説】

- ・指定事業所(条例第 2 条)  
規則別表第 1 に掲げる作業(当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。)を行う事業所のうち、排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生することにより公害を生じさせるおそれがある事業所(臨時的又は仮設的な事業所を除く。)で指定作業を行う事業所。
- ・指定外事業所(条例第 2 条)  
事業所のうち、指定事業所以外の事業所。
- ・指定作業(規則第 3 条)  
別表第 1 の作業の欄に掲げる作業ごとに同表の作業の内容の欄に掲げる作業(当該作業の一部のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。))。
- ・指定施設(条例第 3 条の 2)  
別表第 1 に掲げる作業を行うために事業所に配置される施設で、作業の欄に掲げる作業ごとに同表の施設の欄に掲げる施設。
- ・安全性影響度(条例第 40 条の 2)  
化学物質の安全性に着目した環境への影響度。
- ・化学物質管理計画(条例第 42 条の 4)  
化管法第 2 条第 1 項に規定する第一種指定化学物質の管理に関する計画。

## 条例における化学物質の定義と適正管理

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ～(8) 略

(9) 化学物質 急性毒性物質、慢性毒性物質、発がん性物質等人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物で医薬品、医薬部外品及び放射性物質以外のものをいう。

条例の定義において示している化学物質の範囲には、動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある元素又は化合物が含まれています。

具体的には、化管法や水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)などの関係法令や国の最新の知見で生態系への影響が明らかとなった物質(要監視項目物質など)です。

### (化学物質の適正な管理)

第 39 条 事業者は、次条の指針に従い、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、事業内容、事業所の形態等に応じ、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

### (化学物質の適正な管理に関する指針)

第 40 条 知事は、事業者が実施する化学物質の適正な管理に係る取組を支援するため、化学物質の適正な管理に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

条例では、従前から、すべての事業者は化学物質の適正な管理に努めなければならないことになっています。

## 化学物質の安全性影響度の評価の実施

### (安全性影響度の評価)

第 40 条の2 指定事業所の設置者は、当該指定事業所から排出される化学物質の排出量及び安全性に基づき、安全性影響度を評価するとともに、その低減について必要な措置を講じるよう努めなければならない。

### (化学物質の安全性影響度の評価に関する指針)

第 40 条の3 知事は、指定事業所の設置者が実施する安全性影響度の評価及びその低減に係る取組を支援するため、化学物質の安全性影響度の評価に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

条例では、自己管理の能力を備えている指定事業所は、環境管理事業所等(条例第 18 条、18 条の2)に認定して、行政手続きを簡素・合理化するしくみがあり、「条例第 40 条の2に定めるところにより、安全性影響度の評価を実施し、その評価結果に基づき安全性影響度の低減について必要な措置を講じていること」が要件の1つとなっています。

なお、これまで用いていた毒性評価表は廃止し、自ら収集した知見を基に、毒性のランク付けを行うこととするよう、制度を変更しています。

## 第一種指定化学物質の取扱量等の報告

（第一種指定化学物質の取扱量等の報告）

第 42 条 事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者（第 42 条の 4 第 1 項において「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。）に該当する者は、同法第 5 条第 2 項の規定に基づく届出の際に、規則で定めるところにより、当該届出に係る第一種指定化学物質（同法第 2 条第 2 項に規定する第一種指定化学物質をいう。以下この条及び第 42 条の 4 第 1 項において同じ。）の取扱量その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

これまで、第 42 条では、化管法第 2 条第 1 項に規定する第一種指定化学物質の管理に関する目標や、その取扱量等の報告を求めています。しかし、排出量がここ数年横ばいになるなど、事業者の皆様の自主管理が一定程度定着したと考えられるため、令和 6 年 10 月、第 42 条を改正し、化管法届出対象物質の取扱量、用途のみ報告する制度へと変更しました。

## 化学物質の自主的な管理の状況の報告

（第一種指定化学物質の取扱量等の報告）

第 42 条の 3 指定事業所の設置者（当該指定事業所が、第 18 条第 1 項の規定により認定された環境管理事業所又は第 18 条の 2 第 1 項の規定により認定された優良環境管理事業所である場合を除く。）は、規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、初回の報告を除き、当該期間中に排煙指定物質若しくは排水指定物質の排出、特定有害物質の製造、使用、処理若しくは保管又は第 5 号に規定する炭化水素系特定物質の発生がない場合は、この限りでない。

これまで、第 42 条の 3 では、全指定事業所に 3 年に 1 度、特定有害物質の使用等について報告を求めています。しかし、使用等が認められない指定事業所にまで報告を求める必要性に乏しいことから、令和 6 年 10 月、第 42 条の 3 を改正し、使用等が認められない指定事業所については、当該報告の後、新たに使用等が認められるまでの間、報告を求めないこととしました。

## 化学物質管理計画書の作成及び提出

（第一種指定化学物質の取扱量等の報告）

第 42 条の 4 事業者のうち規則で定める者は、第一種指定化学物質の漏えい等を防止するため、事業所ごとに、当該第一種指定化学物質を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類（以下この条において「化学物質管理計画書」という。）を作成し、当該化学物質管理計画書の内容を誠実に実施しなければならない。

大型台風や集中豪雨など、自然災害が頻発化、激甚化している状況をふまえ、令和 6 年 10 月、第 42 条の 4 を新たに規定し、化管法届出対象事業者に、災害対策を念頭に置いた第一種指定化学物質の管理計画を策定する義務を課し、知事へ報告（第 42 条の 4 第 2 項）する制度を設けました。

## 化学物質の適正管理にあたって

県は、これまで化学物質の適正管理や理解促進に資するため、化学物質関係のパンフレット等により、化学物質に関する情報の提供を行ってきました。

今後の化学物質対策を進める上で、引き続き、化学物質に関する県民の理解の増進が重要であることから、知事の責務として、化学物質の管理及び排出の状況についてもホームページ等により情報提供を行います。

- 生活環境保全条例の化学物質対策

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/jyourei.html>

- 災害に備えた化学物質対策の推進

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/saigaitaisaku.html>

- リスクコミュニケーション

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/riskcom.html>

- かながわの化学物質対策

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/siryou.html>

- 「環境ホルモン」と「ダイオキシン」についてもっと知っていただくために

[https://www.pref.kanagawa.jp/documents/1059/hormone\\_dioxins\\_motto.pdf](https://www.pref.kanagawa.jp/documents/1059/hormone_dioxins_motto.pdf)